

各務原市介護保険被保険者資格喪失確認事務取扱要綱

(平成13年10月18日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市介護保険の被保険者資格（以下「資格」という。）の適正な事務処理を図るため、住所の異動を市長に届けることなく転出し、介護保険の資格について実態を失ったまま被保険者となっている者に係る資格喪失確認の事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(調査対象者)

第2条 資格喪失確認の調査対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

- (1) 宛先不在、転居先不明等のため郵便による送達ができない者
- (2) 住所地を訪問しても常時不在の者
- (3) 家主、親族等からの申出による者
- (4) 前3号に類すると認められる者

(調査事項)

第3条 市長は、調査対象者について次に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 世帯の状況の調査
- (2) 介護保険に関する状況の調査
- (3) 公簿等の状況の調査
- (4) 家屋等現地の状況の調査

2 前項に規定する調査に係る資料は、5年間保存する。

3 第1項第2号の調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者証の交付状況
- (2) 介護保険の認定状況及び給付状況
- (3) 保険料の納付状況

4 第1項第3号の調査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民基本台帳、戸籍の附票等の確認による同居者の氏名、異動状況等の居住状況
- (2) 市県民税課税台帳等の確認による市県民税の納付状況
- (3) 国民健康保険被保険者台帳の確認による国民健康保険料の納付状況
- (4) 国民年金被保険者台帳の確認による国民年金の納付状況

(5) 上水道の使用状況の確認による使用料の納付状況

5 第1項第4号の調査の内容は、次のとおりとする。

(1) 居住状況（表札・郵便受けの氏名、電気・水道の使用状況、家屋・家財の状況、生活気配その他の状況）

(2) 同居人、近隣者、家主又は管理人からの情報

(3) 勤務先等の事業所又は事務所からの情報

（情報の確認）

第4条 市長は、前条に定める調査により住所が確認された被保険者については、住所変更、資格喪失等の届出の指導を行う。

（不現住の認定）

第5条 市長は、前2条に定める調査又は確認の結果、次の事項に該当する者を、調査対象者が転出し、若しくは転居し、又は届出地に居住していない（以下「不現住」という。）ものとしての認定を行う。不現住であることの認定は、吏員により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の趣旨に沿って行うものとする。

(1) 実地調査及びその他の資料から、転居している事実（引っ越しの証言等により総合的に判断して居所移動の形跡の状況があるなど）が確認できる者

(2) 転居についての資料及び証言が得られない場合は、郵便物の返戻状況、水道の使用状況、隣人の証言及び再調査、文書確認等により総合的に判断して居住していない事実が認められる者

2 不現住被保険者として確定する日は、次の各号のいずれかの日とする。

(1) 引っ越しの証言等により転出日が確定できる場合は、その転出日

(2) 転出日が確定できない場合は、電気・水道等の使用状況などにより転出が推定される日

(3) 資料等から客観的にみて居住していない事実が判断できる日の場合は、その日

(4) 前号のその日が特定できない場合は、実地調査及び一定期間を経た再調査又は文書確認により不在を確認した日のうち、妥当と認められる日

（住民票の消除依頼）

第6条 不現住被保険者として認定をした者については、住民基本台帳主管課に係る資料の写しを回付し、職権による住民票の消除のための事務を依頼する。

（資格喪失の処理）

第7条 住民基本台帳主管課において職権により住民票を消除された不現住被保険者

の資格は、当該消除日の翌日をもって喪失させるものとし、次に掲げる処理を行う。

- (1) 介護保険被保険者台帳への資格喪失年月日及び資格喪失事由の記載
- (2) 資格喪失年月日以降に係る保険料の調定の取消し

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。